



佐賀県公報

平成20年
3月26日
(水曜日)
第 13035号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(八・まちづくり推進課) 一

- ◎佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (九・") 一

(八・まちづくり推進課) 一

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (一三六・長寿社会課) 二

- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退 (一三七・") 二

- 佐賀県屋外広告物条例に基づく広告物禁止区域等の指定の一部改正 (一三八・まちづくり推進課) 二

公 告

(県民協働課) 七

(建築住宅課) 八

佐賀県知事 古川康

○佐賀県規則第八号

○佐賀県規則第八号

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成十九年佐賀県条例第二十号)の施行期日は、平成二十年四月一日とする。

平成二十年三月二十六日

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

佐賀県知事 古川康

○佐賀県規則第九号

○佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県屋外広告物条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「佐賀市」を「武雄市」に改め、同条第二項中「佐賀市長」を「武雄市長」に改める。

第四条中「佐賀市長」を「武雄市長」に改める。

第六条第一項中「第十条」を「第十二条」に改める。

第七条の二中「佐賀市役所」を「武雄市役所」に改める。

○佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(規則第一〇号)

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成二〇年四月一日とすることとした。

- 1 武雄市の区域において、佐賀県屋外広告物条例第五条の規定により、武雄市長の許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書二通に添付書類を

- 添えて、武雄市長に申請しなければならないこととした。(第二条関係)
- その他所要の改正を行なうこととした。
- この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

第七条の六中「佐賀市長」を「武雄市長」に改める。
 第十七条中「佐賀市の」を「武雄市の」に、「佐賀市民」を「武雄市民」に改める。

第十八条中「佐賀市長」を「武雄市長」に改める。

第十九条第一項中「佐賀市長」を「武雄市長」に改め、同条第二項中「佐賀市長」を「武雄市役所」に改める。

第二十条第四項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第二項、第二十五条及び第二十六条中「佐賀市長」を「武雄市長」に改める。

第一号様式中「佐賀市長」を「武雄市長」に、「佐賀市」を「武雄市」に改める。

第四号の二様式中「佐賀県知事」を削る。

第五号様式及び第六号様式中「佐賀市長」を「武雄市長」に、「佐賀市」を「武雄市」に改める。

第七号様式中「第15条」を「第11条」に改める。

第十号様式中「佐賀県知事」を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

○告示

◎佐賀県告示第百三十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十年三月二十六日

佐賀県知事 古川康

サービスの種類	名 称	所 在 地	所 在 地	廢止年月日
福祉用具貸与	株式会社エヌエスディ	伊万里市伊万里町甲三〇四番地	伊万里市伊万里町甲三〇四番地	平成二〇・二・二九

◎佐賀県告示第百三十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十年三月二十六日

佐賀県知事 古川康

第一号の表中

佐賀県知事 古川康

を

佐賀県屋外広告物条例に基づく広告物禁止区域等の指定（昭和五十八年佐賀県告示第三百六十号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十六日

重要文化財	与賀神社楼門一棟	佐賀市与賀町
"	与賀神社三の鳥居及び石橋二基	"

に、

			佐賀県重要文化財
"	佐賀県天然記念物	"	櫛田宮石造肥前鳥居一基
与賀神社の楠一株	佐賀城址の楠	旧三菱合資会社唐津支店本館一棟	星巖寺楼門一棟
佐賀市与賀町	び松原二丁目	唐津市海岸通り	小城市小城町畠田
	二丁目、水ヶ江一丁目、城内	実相院仁王門一棟	神埼市神埼町神埼

					佐賀県重要文化財
"	"	"	"	"	香椎神社四脚門一 棟
武雄温泉樓門一棟	鳥居	大堂神社銅造明神	星巖寺樓門一棟	本庄神社石造肥前鳥居一基	櫛田宮石造肥前鳥居一基
武雄市武雄町	佐賀市諸富町大字大堂	小城市小城町畠田	佐賀市本庄町	神埼市神埼町神埼	佐賀市久保田町大字徳万

史 跡	史 跡
多久聖廟	多久聖廟
多久市多久町	多久市多久町

七

に

七

七

に改める。

第四号の表の高速自動車国道の九州横断自動車道の項の区間の欄中「」を「」（佐賀市の区間を除く。）に改め、同表の一般国道の西九州自動車道（武雄佐世保道路）の項中「」を「県内の区間」に改める。

	"	"	県道	一般国道
佐賀空港線	佐賀停車場線	西与賀佐賀線	西与賀佐賀線	二〇四号
"	全区間	佐賀市本庄町県道東与賀佐賀線との交点から終点まで	唐津市東町起点から同市西城内唐津市役所前まで	

一般国道	三四号	二〇四号	二〇七号	"	"	"
佐賀市高木瀬町佐賀警察署前から同市日の出二丁目市道総合運動場西線との交点まで	唐津市東町起点から同市西城内唐津市役所前まで	唐津市大和町八戸二丁目新高橋東側まで	起点から佐賀市八戸二丁目新高橋東側まで	二六三号	二六四号	"
佐賀市大和町九州横断自動車道との交点から終点まで（旧道の区間を除く。）	起点から佐賀市巨勢町県道佐賀脊振線との交点まで	起点から佐賀市八戸二丁目新高橋東側まで	二〇七号	"	"	"
佐賀市高木瀬町佐賀警察署前から同市日の出二丁目市道総合運動場西線との交点まで	唐津市東町起点から同市西城内唐津市役所前まで	唐津市大和町八戸二丁目新高橋東側まで	二〇四号	"	"	"

	〃
旧三菱合資会社唐津支店本館一棟	唐津市海岸通り

を

12

を

県道	肥前神埼停車	場線	肥前神埼停車
全區間	全區間	全區間	"

表の県道の吉田鶴線の項中「全区間」を「」に改め、同表中
との交点まで

を に、 を

に改め、 同

武雄市道	坊主町海水浴
内町線	起點から唐津市坊主町県道妙見満島線 との交点まで

に改める。

第六号の二中「以内の区域」の下に「(佐賀市の区域を除く。)」を加える。
第七号中「市町村道の区間」を「市町道の区間(佐賀市の区間を除く。)」に

改める。

第八号イの表の高速自動車国道の九州横断自動車道の項の区間の欄中「」
を「」(佐賀市の区間を除く。)に改め、同表の一 般国道の西九州自動車道
(武雄佐世保道路)の項中「」を「県内の区間」に改め、同号口の表中

二〇七号	二〇七号	二〇七号	二〇七号
杵島郡江北町国道三四号との交点から 同町町道東分祖子分線との交点まで	起点から佐賀市久保田町久保田警察官 駐在所前まで	杵島郡江北町国道三四号との交点から 同町町道東分祖子分線との交点まで	神埼市神埼町駅ヶ里橋西側から同町神 埼橋東側まで

に、 を

に、 を

を に を に を

"	"	"	"	"	"	"	"
佐賀環状東線	武雄塩田線	大木有田線	大木有田線	半田鬼塚線	東与賀佐賀線	半田鬼塚線	武雄伊万里線
全区間	武雄市朝日町県道武雄多久線との分岐点から同市武雄町国道三四号との交点まで	西松浦郡有田町町道原宿南川良線との交点から同町県道上有田停車場線との交点まで	佐賀市大財五丁目県道佐賀川副線との交点から終点まで	唐津市中原西九州自動車道（唐津道路）唐津インターインジェンジとの交点から終点まで	佐賀市本庄町国道二〇八号との交点から同町県道西与賀佐賀線との交点まで	唐津市中原西九州自動車道（唐津道路）唐津インターインジェンジとの交点から終点まで	同町県道中野武雄線との交点から武雄市武雄町国道三四号との交点まで

を に を に を に

武雄塩田線	武雄市朝日町県道武雄多久線との分岐点から同市武雄町国道三四号との交点まで
-------	--------------------------------------

に、

武雄白石線	起点から武雄市武雄町第一杉橋北側まで
佐賀市道大財新家線	起点から佐賀市駅前中央二丁目市道新家線との交点まで
佐賀市道大財神野町線	起点から佐賀市駅前中央二丁目市道新家線との交点まで
東高木線	佐賀市高木瀬町国道三四号との交点から終点まで
大財新家線	佐賀市高木瀬町国道三四号との交点から終点まで
草場幹線	佐賀市高木瀬町国道三四号との交点から終点まで
新家線	佐賀市高木瀬町国道三四号との交点から終点まで
三溝線	佐賀市高木瀬町国道三四号との交点から終点まで
駅前中央一号線	佐賀市高木瀬町国道三四号との交点から終点まで
角目増田線	佐賀市高木瀬町国道三四号との交点から終点まで
城内中島線	佐賀市高木瀬町国道三四号との交点から終点まで
武雄白石線	起点から武雄市武雄町第一杉橋北側まで

を

との交点まで」を「小城市国道三四号との交点から小城市と佐賀市との境界まで」に改め、同表中

二六三号	佐賀市大和町国道三二三号との交点から同町久池井橋南側まで
二六四号	バイパスの区間の佐賀市大和町国道二六三号との交点から同市高木瀬町市道蛎久平尾線との交点まで
二六四号	佐賀市巨勢町巨勢橋西側から県界まで
二六四号	佐賀市と神埼市との境界から県界まで
二六四号	武雄市橋町県道武雄福富線（バイパス区間）との交点から県道武雄多久線との交点まで
二六四号	伊万里市二里町国道二〇二号との交点から県界まで（旧道区間を除く）
二六四号	伊万里市二里町国道二〇二号との交点から県界まで（旧道区間を除く）
嬉野塩田線	伊万里市二里町国道二〇二号との交点から県界まで（旧道区間を除く）
佐賀川副線	佐賀市川副町大字鹿江国道四四四号との交点から終点まで

に改め、同表中

に改め、同

伊万里市山内線	表の県道の伊万里山内線の項中「武雄市山内町大字大野県道梅野有田線との分岐点から同町」を「伊万里市と武雄市との境界から武雄市山内町大字三間坂」に、「除く」を「除く。」に改め、同表中
嬉野塩田線	伊万里市山内町大字大野県道梅野有田線との分岐点から同町
佐賀川副線	伊万里市山内町大字大野県道梅野有田線との分岐点から同町

に改め、同表中

に改め、同

号ハの表の一般国道の三四号の項の区間の欄中「」を「県内の区間（佐賀市の区間を除く。）のうち口の道路の区間を除く区間」に改め、同表の一般国道の二〇七号の項中「佐賀市久保田町久保田警察官駐在所から小城市国道三四号

「表の県道の武雄福富線の項中「除く」を「除く。」に改め、同表中

「	嬉野塩田線	全区間
---	-------	-----

に改め、同

「	宮野線	から終点まで
---	-----	--------

に改め、同

「	平原梅林線	」
---	-------	---

「	溝の上線	武雄市武雄町大字永島県道武雄塩田線との交点から市道湯元線の交点まで
---	------	-----------------------------------

に改め、同

「	池ノ内線	全区間
---	------	-----

に改め、同

「	保養村線	」
---	------	---

に改め、同

「	肥前呼子線	唐津市県道鎮西唐津線との交点から終点まで
---	-------	----------------------

に改め、同

「	武雄白石線	武雄市武雄町第一杉橋北側から同町大字永島字五本松県道武雄塩田線との交点まで
---	-------	---------------------------------------

に改め、同

「	武雄白石線	武雄市武雄町第一杉橋北側から同町大字永島字五本松県道武雄塩田線との交点まで
---	-------	---------------------------------------

に改め、同

「	佐賀外環状線	佐賀市久保田町国道二〇七号との分岐点から小城市国道三四四号との交点まで
---	--------	-------------------------------------

に改め、同

「	佐賀空港線	全区間
---	-------	-----

に改め、同

第九号中1を削り、2から8までを1から7までとする。
第十一号中「第六条第四号」を「第六条第一項第四号」に改める。
第十一号中「第六条第八号」を「第六条第一項第八号」に改める。

○ 公 手

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成20年5月14日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成20年3月26日

佐賀県知事 古川 康

「	武雄市道 笹橋野間線	武雄市武雄町市道四十九重線との交点から終点まで
---	------------	-------------------------

に改め、同

「	武雄市道 笹橋野間線	武雄市武雄町市道四十九重線との交点から終点まで
---	------------	-------------------------

に改め、同

「	武雄市道 笹橋野間線	武雄市武雄町市道四十九重線との交点から終点まで
---	------------	-------------------------

に改め、同

「	武雄市道 笹橋野間線	武雄市武雄町市道四十九重線との交点から終点まで
---	------------	-------------------------

に改め、同

「	武雄市道 笹橋野間線	武雄市武雄町市道四十九重線との交点から終点まで
---	------------	-------------------------

に改め、同

平成20年3月26日(水)

(3) 主たる事務所の所在地
佐賀県佐賀市多布施四丁目1番12号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、佐賀県内の大人や子どもたちに対して、文化活動、社会活動に関する事業を行い、子どもたちが豊かに育つ地域、生活圈づくりに寄与することを目的とする。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年3月26日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
31	神埼郡吉野ヶ里町大曲字長谷3162番66及び神埼市神埼町志波屋字五ノ坪621番74	平成20年3月17日	6.00	34.45

指定図面は、佐賀県国土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。